

J・E・ミード 国際収支論

—— 国際経済政策理論第一巻 ——

“The Theory of International Economic Policy. Volume One; The Balance of Payments” Second impression (with corrections) 1952. P.P. XVI + P.P. 432

村瀬 武三郎

国際経済政策と国際収支の密接なる関連が近時明かにせられるとともに、国際経済研究の場に於て国際収支の問題が占める比重が漸次増大して来た事は極めて当然である。J・E・ミードの近著「国際収支論」はこの分野に於けるこれまでの諸学究の集大成の上に立ち、且又著者自身の二年間に亘る研究の一大成果であり、先に発表した「Planning and the Price Mechanism」The Liberal-Socialist Solution 1948 の四主要問題を国際収支の問題から更に深く掘り下げたものであると思われる。全六部三十一章に及ぶ本書を限られた紙数で紹介する事に困難であるから以下順を追って重点的に述べた。

J・E・ミード・国際収支論(村瀬)

国際経済政策の基本的諸問題の一つは、収支差額が継続的に順又は逆にある国を対外的均衡に齎らす有効手段を見出す事にある。この問題は国内に於ける完全雇備と密接に結びつてゐる。従つてこの巻は国際収支差額を動かす手段が「順」又は「逆」の国々の経済活動水準に及ぼす作用と、完全雇備の達成と維持のために適用される国家的諸手段が国際収支に及ぼす作用の検討に捧げられている。

ミードはこの検討に先立ち、従来曖昧に使用されている国際収支差額其他を定義する。前者「Introduction of the Economic analysis and policy」1937 で彼が使用した貿易差額、經常勘定に於ける国際収支差額及び国際収支差額と区分せず、本書では国際収支差額は、自治的貿易と自治的トランスファの差額の和であり、これは外国調整の差額によつて相殺されるものとして定義している。即ち前者では商品貿易は貿易差額の項目に算入され、本書では商品貿易は自治的(Autonomous)輸出入と調整的(Accommodating)輸出入とに分れ、前者のみが自治的貿易差額に入り、後者は外国調整の差額に算入せられている。この相異は単に定義の精密化から由来するものではなしに、政策への適用という目的から生じたものだと考えられる。従つて国際収支が均衡にあるとは、

国内経済を圧迫する事なく、自治的貿易差額と自治的トランスファー差額が均衡にある事であるといえる。この国内経済、国際収支に影響を与える諸攪亂の性質を考察するに際して、彼は先づ中立経済（Neutral Economy）の制度を設定し、其処では (1) 不変の財務政策 (2) 不変の貨幣政策 (3) 不変の貨幣貸銀相場 (4) 不変の為替相場 (5) 不変の商業政策等の五個の仮定がなされている。

この中立経済に影響を与える自発的变化は第一に当該二国の一方に於ける国内支出の自発的增加乃至減少である。この自発的变化は若干のタイム・ラグをもつて誘発的变化を惹起せしめる。この間の過程に於てミードは加速度原則、国内漏出並びに外国漏出と呼ばれる限界輸入性向其他を検討しているが、紙面の都合上割愛する。次に当該二国に於ける相対的価格变化の貿易差額に及ぼす効果は、両国に於ける需要の弾力性に依存する。従つて国内支出の自発的变化の所得効果と価格効果が併せ考えられねばならない。これらの諸効果を考察した後更に (1) A国に於ける生産力の自発的变化、(2) B国財からA国財への需要の自発的移動 (3) A国からB国への外国トランスファーの自発的增加 (4) A国からB国への賠償支払 (5) A国に於ける新投資機会 (6) A国に於ける関税の附課等の他の自発的諸変化の中立経済に及ぼす影響

を考察している。

二

次に種々なる自発的攪亂が中立経済に及ぼした対内的（例えば雇備上の）影響と対外的（例えば国際収支上の）影響を一国政府が如何にして、財政々策を以て排除しうるかを検討する。従つて中立経済でなされた最初の三条件は修正される事となる。即ち財務政策という言葉で税率の変化又は政府支出額の変化を現わし、貨幣政策で資本の借入を難易にする貨幣の供給制限或わ追加供給等を通じて銀行制度により齎らされる諸変化——簡単に利子率の変化と呼ばれるもの——を考察し、この財務政策と貨幣政策の双方を包含したものと

して一般的な財政々策という言葉で呼ぶ事にする。
今 (1) 順調国、逆調国共に国民所得低く世界的不況の場合。

(2) 順調国の所得低く、逆調国の所得高い場合。

(3) 順調国の所得高く、逆調国は低い場合。

(4) 順調国、逆調国共に国民所得高く世界的に好況の場合、に執られるべき財政々策を考えるに、(1)の場合には国内支出の増大に指導権をとる事は順調国の義務である。蓋しこれは自国の国内不況を救うのみならず国際収支の均衡を回復せしめ、逆調国の経済活動を刺激するからである。(4)の場合には明

かに逆調国当局は兩國の商品に対する超過需要を制限し、又國際収支の均衡を回復するために国内支出を減少すべきである。(2)の場合は順調国は国内支出の増大を要求する不況があり、逆調国は国内支出の減少を要する過度に高い所得を持つ。従てこの状態では何れの国も自国の対内的、対外的均衡回復の爲めの財政諸政策間の対立に直面していない。最後の第(3)の型の不均衡が最も処理し難い場合である。順調国の国民所得は高すぎ、逆調国の所得は低いから、兩國が共に対内的均衡のための政策を打出す時は、順調国はデフレ政策により輸入を抑制し、逆調国はインフレ政策を執らねばならぬから輸入は増大する。従つて國際収支の問題は益々増大する。この状態が継続するためには順調国から逆調国へ可成りの調整的財政の永久的な流動が必要である。

以上の分析で明になつた如く攪乱の及ぼした諸影響を除去するためにとられるべき財政政策は、対内的均衡と対外的均衡との両見地から両立する場合があるが、その反面对立する場合もしばしば存在する。かくてミードは財政政策の検討に引続いて価格の一般水準の変化が対内的対外的均衡に与える影響を考察する。これがために彼は中立経済での仮定のうち不変の貨幣賃銀相場及び不変の為替相場という二個の仮定を修正する。この分析に際しても既述の四個の場合が想定せら

れる。

(1)の場合は世界的規模での不況の場合である。逆調国は通貨を切下げるか、貨幣賃銀相場を下落させる。これは価格の下落を通じて逆調国の貿易差額を有利にし、需要の総水準を回復するに役立ち逆調国の見地から大いに推賞されるものである。然し順調国の不況を強化し、労働需要を更に減少せしめるので順調国政府が対内均衡を必要とする限り対抗的手段の必要に迫られる。(4)の場合は反対に兩國は好景気でデフレを必要とする場合である。順調国での貨幣賃銀相場の上昇、又は逆調国貨幣表示での自国通貨の騰貴を行い順調国製品に対する需要の減少を通じて國際収支の回復を助けると同時に対内均衡を回復する。然しこの場合は逆調国のインフレ的過程を刺戟する。逆調国が価格を上昇せしめた時には対内均衡を回復しうるが順調国に「インフレ的過程」を輸出する事になるのみならず國際収支を悪化せしめるであらう。(2)は価格調整が考察される限り、対内的均衡と対外的均衡とが最も鋭く対立している場合である。順調国の貨幣賃銀相場の上昇又は逆調国でのその下落或いは通貨の切下げが対外的均衡のために要求されるが、対内的均衡のためには明かにその反対が要求される場合である。(3)は価格調整にとり全く対立のない場合である。順調国は国内活況に悩み逆調国は不況に悩んで

いるから、順調国から逆調国への需要の推移は国際収支を回復せしめるのみならず、両国の対内均衡をも回復せしめる。この(3)の場合には財政々策を以てしては最も困難な場合であった。この事は財政々策と価格調整との結合が、凡ゆる状況下に於て満足な結果を与える事を暗示するものである。従つてかかる見地から、ミードは財政々策及び価格調整政策のための規準の合一を表示している。これには対内的均衡のために

合一の規準のための政策調整価格及び財政々策

国民所得	対内均衡	均等のため	順調国の均等	逆調国の均等	四場のあはれ
低	低	S + D' -	S +	D' -	(1)
	高	S + D -	S +	D -	(2)
高	低	S' + D' -	S' +	D' -	(3)
	高	S' + D -	S' +	D -	(4)

順調国に於ける国内支出の増大 (S+) 減少 (S-)、
逆調国に於けるそれを (D+), (D-) であらわし、
順調国の貨幣生産費の上昇 (S'+) 下落 (S'-)、
逆調国のそれを (D'+), (D'-) であらわす。

は財政々策を対外的均衡のためには価格調整政策を利用する方法と、その逆を利用する方法の二つが考えられるが、価格調整政策によって対外的均衡を維持する場合の検討として可变的為替相場を通じて国際収支の均衡を保持する場合を採り

上げている。これに際して彼は圓と英鎊、圓と米ドル、圓と日圓とを分析を展開している。ハロッドにあっては活動刺戟要因として輸出量が重視されているが、ミードはハーバラーと同じく貿易差額を重視している訳である。次ぎに価格調整政策によって対内的均衡を維持する場合の検討として、彼は賃銀の可撓性による対内的均衡の維持を採上げている。更に彼は価格調整政策が行われる基盤としての金本位制度と可変為替レートの場合の類似点と相異点を考察し、効果的な価格調整のための必要条件を検討する。それらは第一に実質賃銀相場場の可撓性であり、第二に順逆両国間に於ける価格調整の分担であり、第三に国際的支払手段の保有、第四に自由的な通商政策、最後に固定的な莫大な負債の欠如等であるとしている。

三

以上の如き財政々策、価格調整政策の展開に引続き、ミードは次いで国際収支に於ける或る特殊な諸要素を統制する事を目的とする諸政策の検討に入る。かゝる直接的統制は彼に従えば行政的計画からして「貨幣統制」「財務統制」「通商統制」等の財政諸統制に分けられる。貨幣統制は為替統制と複數為替レートを含み、財務統制は総ての租税と国際収支の特殊項目に対する奨励金政策による統制から成立し、既述の貨

幣統制と同一の経済的結果を得るための異った行政的方策である。最後に商業的統制とは一國の輸入品又は輸出品の移動に影響を与える方法としての質的規制と國家の貿易独占の利用を含む行政的方策である。商業的統制にあつても輸入量又は輸入価格の増大につれ漸次高率関税を課する時には量的輸入制限と同一の結果を得る事が可能であり、更に又國家の貿易独占の場合にあつては制限量の輸入或わ輸出許可書の發行を通じて量的制限で得られたと同一結果を得る事も出来る。

ミードは更に資本移動の統制として短期資本、長期資本の統制を分析し、輸入品及び輸出品の統制として國際收支上順、逆兩國が夫々執るべき態度について検討した後此等の直接的統制と財政々策とを比較している。前者は國際收支の一項目についての直接的干渉であり、価格メカニズムに考慮を払ふ事のない量的統制であるに反して、後者は一般的經濟状態の影響を通じての干渉であり直接的に作用する事が少なく、相對的貨幣價值及び貨幣所得上の影響をもつとしている。

ところで、直接的統制か価格調整かの決定は、單に國際收支に影響を及ぼす技術的効用の基盤でのみ行く事は出来ない。これは少くとも (1) 此等が國際收支に及ぼす影響 (2) 種々なる國家に分配される総實質所得額に及ぼす影響 (3) 所与量の実質所得の分配に対する影響の三個の観点が最後の決

定に先立って検討せられなければならない。直接的統制か価格調整かの決定に際して、最も重要な考察は輸入品に対する需要の弾力性の大きさである。この決定は統計的、實際的研究を必要とするが二個の条件に可成り依存している。その一は國際通商上に多数の障壁が無い事であり、他は価格調整にとって充分なだけの時間が存在する事である。今逆國が對外的均衡回復のための価格調整に必要な時間と資金等を有しない時は輸入の一時的制限乃至直接的統制の使用は避け難いが、然し若し通商障壁なく、經濟状態の急変を避け得る事が可能である場合は如何なる場合でも価格調整が對外的均衡維持のための完全な要具となり得る。かゝる見地から、ミードは価格調整を主張し、これを十二分に活用すべく國際的な經濟協力が行われ、諸國家が中央的な超國家的決定に従つて進む事の利益である事を強調している。

四

現実の世界市場に於ては大小様々の國家が多数存在する。従つてミードは最後の第六部に於ては二國世界の假定を現実世界に拡大適用せんとする。今や國際收支の均衡は二國間での均衡でなく、各國の收支は組合さり、凡ゆる外國との關係が考察される限りに於て均衡に齎らされるのであつて、夫々の國の關係が考察されて均衡にあるというのではない。國

際収支の不均衡を多面的に解決するためには、差別待遇の問題が生じて来る。

差別待遇は世界の総貿易量を最少限度に減少する事を許容して国際収支の均衡を回復せんとするものであり、これは最少限減少の原則と呼ばれるものであって、この見地からすれば差別待遇は無差別待遇より修正自由貿易状態——世界の實質所得を最大ならしめるために要求される干渉を通じて到達される状態をミードはかく呼んでいる——に近いという事が一見して考えられる。乍併深く洞察する時差別的輸入制限の制度は極端な場合ですら経済的厚生がより大であるという事は確言できない。蓋し差別待遇下の低い輸入税は高い無差別待遇下の輸入税より経済的厚生を害う事が多く、これは順調国よりの輸入制限のため差別待遇を行う際に見られる。この際国際収支は回復しても、その貿易が重要項目に属する時は経済的厚生は小とならざるを得ないからである。次に彼は対外的不均衡回復手段として為替レート調整と差別的輸入制限の制度と無差別輸入制限の効果を比較したのち、経済的厚生の見地から為替レートの調整制度が一般に最良原則であるとし、ミードは本巻を閉ずるに当って、対外的均衡獲得のための貨幣及び価格メカニズムの有効な使用の条件は広範且つ困難なものであるが、然しそれらの条件の獲得は努力

に値するものであると結んでいる。

ミードの以上の見解は世界的不況と現下の日本の貿易を顧る時、多くの示唆を我々に与える。此処に本書の現代的意義が見出される。然しその反面二三の根本的な疑義と批判されるべき点も亦含んでいる。先づ第一に価格メカニズムが果して言うように有効に作用するであろうかという点であり、第二に比較静態理論であって動態分析に欠けている点である。第三にミードに限らず近代経済学一般に対して言われる事であるが、歴史的社会的考察に欠けている点である。

為替切下げは現実には大きな制限を受け、且つ實銀の可撓性がたとえ存在したとしてもその下落による価格引下げは新なる問題を生じ、少しも問題は解決された事にならないのではなからうか、又国家内に於て国家意志に従って所得が分配される如く、超国家的意志により諸国家が経済協力をする可能性はミードが期待する程大きくはなく、彼が挙げている貸与協定やマーシャル援助の例もこれを立証するものであるとは言難い。第一の疑義は更に深く分析する必要があるが、紙面の都合上紹介に止めそれは後日に譲りたい。